

公益法人委員会報告第19号「政党助成法監査における監査報告書の文例」
の一部改正について

平成19年3月29日
日本公認会計士協会

公益法人委員会報告第19号「政党助成法監査における監査報告書の文例」(平成7年9月5日、最終改正平成9年5月13日)を次のとおり改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;">非営利法人委員会報告第19号</p> <p style="text-align: center;">政党助成法監査における監査報告書の文例</p> <p style="text-align: right;">平成7年9月5日 改正 平成9年5月13日 最終改正 平成19年3月29日 日本公認会計士協会</p> <p>(公認会計士の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">党</p> <p>代表 殿</p> <p style="text-align: right;">公認会計士事務所 公認会計士 印</p> <p>1. 監査の概要 私は、政党助成法(以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、党の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則(以下「規則」という。)第20条第1項で定めるところにより監査を行った。 この監査に当たり、私は、必要と認めたと監査手続を実施した。</p> <p>2. 監査の結果 監査の結果、私の意見は次のとおりである。 (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。(注1) (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。 (3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込み又は振替の明細書(注2)及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。(注1) (4) 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。(注1)</p> <p>3. 利害関係 私には、規則第19条の規定に違反する事実はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> </div>	<p style="text-align: center;">公益法人委員会報告第19号</p> <p style="text-align: center;">政党助成法監査における監査報告書の文例</p> <p style="text-align: right;">平成9年5月13日 日本公認会計士協会</p> <p>(公認会計士の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">党</p> <p>代表 殿</p> <p style="text-align: right;">公認会計士事務所 公認会計士 (自 署)</p> <p>1. 監査の概要 私は、政党助成法(以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、党の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則(以下「規則」という。)第20条第1項で定めるところにより監査を行った。 この監査に当たり、私は、必要と認めたと監査手続を実施した。</p> <p>2. 監査の結果 監査の結果、私の意見は次のとおりである。 (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。 (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。 (3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。 (4) 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。</p> <p>3. 利害関係 私は、規則第19条各号のいずれにも該当しない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> </div>

新	旧
<p>(注1) 領収書等、振込み又は振替の明細書、残高証明等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書については、該当するものがない場合には、それに係る記載はしない。</p> <p>(注2) 郵便振替法(昭和23年法律第60号)の廃止の日(平成19年10月1日)以後は振替の明細書がなくなることに留意する。</p> <p>(監査法人の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">監 査 報 告 書 平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">党 代表 殿 監査法人 代表社員 業務執行社員 公認会計士 印</p> <p style="text-align: center;">業務執行社員 公認会計士 印 (注1)</p> <p>1. 監査の概要 当監査法人は、政党助成法(以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、党の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則(以下「規則」という。)第20条第1項で定めるところにより監査を行った。 この監査に当たり、当監査法人は、必要と認められた監査手続を実施した。</p> <p>2. 監査の結果 監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。</p> <p>(1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。(注2)</p> <p>(2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。</p> <p>(3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込み又は振替の明細書(注3)及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。(注2)</p> <p>(4) 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。(注2)</p> <p>3. 利害関係 当監査法人には、規則第19条の規定に違反する事実はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> </div> <p>(注1) 指定証明(公認会計士法第34条の10の4)の場合には、以下とする。</p> <p style="text-align: center;">監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 印</p> <p style="text-align: center;">指定社員 業務執行社員 公認会計士 印</p>	<p style="text-align: center;">監 査 報 告 書 平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">党 代表 殿 監査法人 代表社員 関与社員 公認会計士 (自署)</p> <p style="text-align: center;">関与社員 公認会計士 (自署)</p> <p>1. 監査の概要 当監査法人は、政党助成法(以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、党の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則(以下「規則」という。)第20条第1項で定めるところにより監査を行った。 この監査に当たり、当監査法人は、必要と認められた監査手続を実施した。</p> <p>2. 監査の結果 監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。</p> <p>(1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。</p> <p>(2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。</p> <p>(3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。</p> <p>(4) 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。</p> <p>3. 利害関係 当監査法人は、規則第19条各号のいずれにも該当しない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>(注2) <u>領収書等、振込み又は振替の明細書、残高証明等及び領収書を徴し難かった支出の明細書については、該当するものがない場合には、それに係る記載はしない。</u></p> <p>(注3) <u>郵便振替法(昭和23年法律第60号)の廃止の日(平成19年10月1日)以後は振替の明細書がなくなることに留意する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	

以上